[−1] みんなが安心して生活できる社会をつくるために

消費者って?消費者市民社会って?

■ 私たちも「消費者」です

お金を支払って商品やサービスを購入して使用する人のことを「消費者」といいます。コンビニで飲み物を買う、ノートやペンを買う、バスや電車に乗る…これらもすべて「消費」であり、高校生も一人ひとりが「消費者」です。



■ 消費者市民社会とは

消費者一人ひとりが、周りの人や将来生まれてくる人、社会・経済・環境に影響することにまで思いをはせて消費し、よい社会になるよう積極的に参加する社会のことをいいます。

私たちが自分のことだけを考えて行動していては、消費者市民社会を構築することはできません。

一人ひとりが広く社会経済や地球環境のことまで考えて行動できる消費者になることが、今、求められています。

消費者の行動が社会を変える!

■ どうすればいいの?

Chocolate

安い商品や有名な商品を買うことが、必ずしも「賢い消費者」ではありません。大切なのは、品質を調べたり、表示を見たり、環境にやさしい商品かどうかを調べて、「よりよい商品を選ぶ」ことです。

私たちがよりよい商品を選択すれば、よい商品をつくる企業が増えていきます。私たち一人ひとりの消費行動が、安全で安心な社会、公正な社会をつくることにつながることを自覚して、進んで社会へ発信しましょう。

社会を変えるマークの例



国際フェアトレード認証マーク

国際フェアトレード規準が守られていることを示します。



有機JASマーク

農業や化学肥料などに頼らずに 生産された食品であることを示 します。

公正に取引している商品や、地球にやさしい生産をしている商品などには、そのことを示すマークがついています。商品選びの参考にしましょう。

「フェアトレード|を知っていますか?

私たちが安く買える商品を作るために、発展途上国では現地の人がとても安い 賃金で働かされていたり、子どもたちが学校に行かずに働いているという現実が

あります。「フェアトレード(公平な貿易)」とは、そうした状況を改善し、生産者が人間らしい暮らしができるよう適正な価格で作られたものを売り買いする仕組みのことです。フェアトレード商品を選ぶことが公平な社会をつくり、世界の誰かの幸せにつながるということを覚えておきましょう。

Ⅰ-2 消費者の権利と責任

● 消費者の『権利』とは = 消費者が当然求めてよいこと

① 安全が確保される権利 危険な商品によって危害を受けることがないように保障される

② 選択する権利 自分の意思で自由に商品やサービスが選択できる

③ 情報が与えられる権利 商品の原材料や原産地などが正しく表示されている

④ 意見が反映される権利 企業などに意見をいったとき、意見が反映され対策が取られる

⑤ 消費者教育を受ける権利 危害や事故にあわないように事前に学校や家庭で学べる

⑥ 被害の救済を得る権利 被害を受けて相談したとき、被害回復の対応策が取られる

⑦ 基本的生存の権利 生活に必要なものが入手できる

⑧ 健全な環境で暮らす権利 健全な生活環境のなかで働き、生活することができる

② 消費者の『責任』とは = 消費者がしなければならないことを きちんと実行すること

① 批判的な意識を持つ責任 広告や情報をそのまま信じるのではなく、疑問や関心を持つ

② 行動する責任 買った商品に問題があったら消費生活センターなどに相談する

③ 社会的関心を持つ責任 自分たちが選んだものが社会に影響を与えることを自覚する

④ 環境への自覚の責任 商品を選ぶとき、原料や使い終わった後のことも考える

⑤ 団結し連帯する責任 一人では弱い力でも連帯することで大きな力になる

『消費者市民』を目指そう!

「消費者教育の推進に関する法律」では、誰もがどこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場面で消費者教育を受ける機会が提供されることを定めるとともに、わたしたち消費者が、自分のことだけでなく、家庭や友達、さらには社会や地球環境のことも考え、自分で情報を収集し、学び考えて行動することを求めています。



私たちの消費行動が、現在や将来にわたって、日本や

世界の社会情勢、地球環境に与える影響を自覚して行動する人を「消費者市民」と言います。

私たち一人ひとりが「消費者市民」となり、社会や環境のことを考えて行動し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に関わる社会を「消費者市民社会」と言います。消費生活の学習を通じて「消費者市民社会」の実現をみんなで目指しましょう。